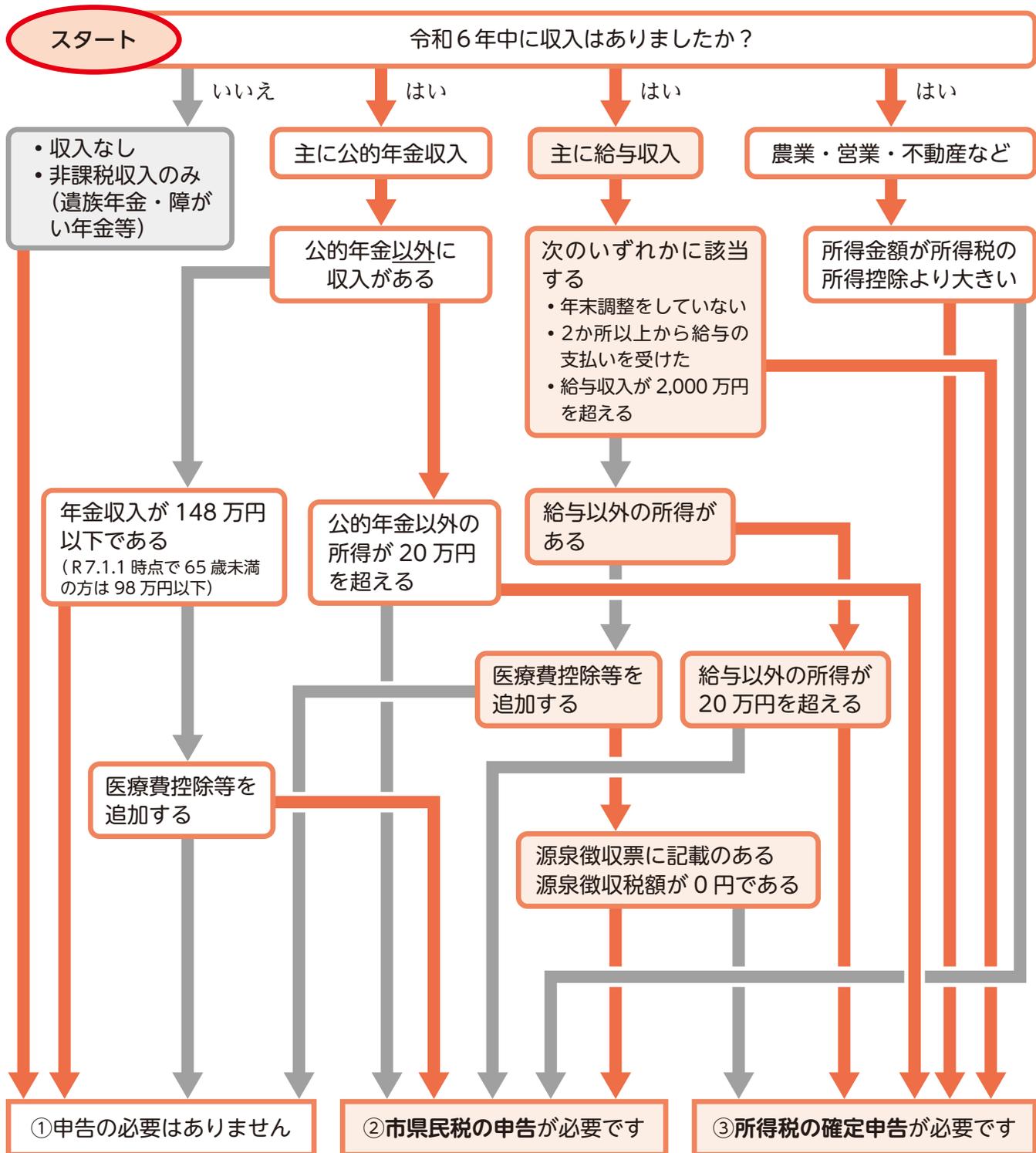


市県民税・所得税のお知らせ

～申告の必要があるか確認してみましょう！～

令和7年1月1日時点で、下野市に住民登録がある方が対象です。 はい → いいえ →

しもつけクイズ
【正解は②】詳しくは32ページをご覧ください。



※収入がなくとも、税証明書発行や国民健康保険税などの算定に市県民税の申告が必要になる場合があります。

※公的年金収入が400万円を超える場合は確定申告が必要です。

※源泉徴収された所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

※現在の勤務先で前職分も含めて年末調整している方は確定申告不要です。

※令和7年1月1日時点で下野市に住民登録がない方は、住民登録のあった市区町村に確認してください。